

各務原市職員提案及び業務改善奨励規程実施要綱

(平成15年6月12日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、各務原市職員提案及び業務改善奨励規程（平成15年訓令第4号。以下「規程」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

(提案の方法)

第2条 規程第4条第1項の提案書の様式は、様式第1号とする。

(提案の審査基準)

第3条 規程第5条第2項の提案の審査は、次の各号に掲げる項目を評価項目とし、当該各号に掲げる事項についてそれぞれ5段階の評価を行う。

- (1) 独創性 創意工夫、着眼点の斬新さ等の度合
- (2) 実現性 経費、制度、要員、組織等を考慮した実施の可能性の度合
- (3) 効果性 市民サービス、市のイメージ、事務能率、執務環境等の向上に寄与する度合
- (4) 経済性 経費の節減、人員の削減、時間の短縮、収入の増加等に寄与する度合
- (5) 研究努力性 文献、資料等の調査研究、努力、苦心等の度合

(提案の採否の基準)

第4条 提出された提案の採用又は不採用の判断基準は、次のとおりとする。

- (1) 採用 次の条件を満たすもの
 - ア 各種条件（法令・規則等）に合致し、正当性が認められること。
 - イ 提案内容を実施するにあたり、担当課での計画・予定がないこと。
 - ウ 経費等の問題もなく実施が可能であること。
- (2) 一部採用 提案内容の一部が前号に該当すると認められる提案
- (3) 条件付き採用 次のいずれかに該当するもの
 - ア 提案内容の一部を変更し、又は修正することで、全部の実施が可能となる提案
 - イ 審査会より課される課題を達成することで、提案内容の全部又は一部の実施が可能となる提案
- (4) 継続研究 次号に掲げる場合に該当するため提案内容の実施はできないが、提案の趣旨、方針等について評価でき、その実現に向け再検討が必要と認められる提案

(5) 不採用 次に掲げる場合に該当する提案

ア 各種条件（法令・規則等）が揃っていない場合

イ 提案内容を実施してもメリットよりデメリットの方が多くなること

ウ 高額な経費をかけても現状とあまり差がない場合

2 前項の判断基準は、審査基準とは切り離して判定するものとする。

（提案書の処理）

第5条 提出された提案書は、概ね次のように処理するものとする。

(1) 企画総務部企画政策課長（以下「企画政策課長」という。）は、提案された事項について、必要と認める場合は、関係する部課等の長の意見を聴取する。

(2) 企画政策課長は、審査会の開催に先立ち、提案書及び提案審査書（様式第2号）を、審査会の委員に送付する。

(3) 審査会において、提案者による提案を基に審査を行い、提案の採用の可否その他必要な事項について決定する。

（カイゼンの実施報告の処理）

第6条 企画政策課長は、規程第4条第3項の規定により報告を受けた事項を取りまとめ、特に必要があると認めたものについては、市長に報告するとともに、職員に周知する。

（審査過程及び結果の公表）

第7条 企画政策課長は、提案の内容、審査の内容及び採用の可否等について、職員に通知する。

附 則

1 この要綱は、決裁の日から施行する。

2 各務原市職員提案規程実施要綱（平成9年9月1日決裁）は、廃止する。

附 則（平成17年4月1日決裁）

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月26日決裁）

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年10月1日決裁）

この要綱は、平成21年10月1日から施行する。

附 則（平成22年3月25日決裁）

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月29日決裁）

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成27年4月1日決裁）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月28日決裁）

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。

附 則（令和7年5月1日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

提 案 書

所 属		職 氏 名	
部 課 係		(内線)	
提案件名		※提案番号	
		※受付年月日	・ ・
		添付資料	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無
提 案 種 別	<input type="checkbox"/> 自由提案 <input type="checkbox"/> 政策課題提案 <input type="checkbox"/> 課題提案		
【目的・ねらい】			
【現状・問題点・課題】			

【課題を解決するための方法】

【対象者】

【スケジュール】

【担当課（複数可）】

【担当課意見】

※自らが実施主体の一員として事業を推進することを希望しますか？
希望する どちらでもよい 希望しない

【費用】

提 案 審 査 書

提案者名		提案番号	
提案件名			

評価項目	区 分				
独創性	5	4	3	2	1
実現性	5	4	3	2	1
効果性	5	4	3	2	1
経済性	5	4	3	2	1
研究努力性	5	4	3	2	1

※提案に対し、5つの評価項目について5段階で評価願います。

評価結果					
区分	<input type="checkbox"/> 採 用	<input type="checkbox"/> 一部採用	<input type="checkbox"/> 条件付き 採用	<input type="checkbox"/> 継続研究	<input type="checkbox"/> 不採用
評価の理由					

※提案に対し、以下の定義に沿って該当する区分欄（採用、一部採用、条件付き採用、継続研究、不採用）にレ印をつけ、その評価に至った理由を記入願います。

分類	定 義
採用	提案どおりに実施できるもの
一部採用	提案どおりには実施できないが、提案の一部について実施できるもの
条件付き採用	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容の一部の変更又は修正により、全部について実施できるもの ・ 審査会より課される課題を達成することで、全部又は一部について実施できるもの
継続研究	提案内容の実施はできないが、提案の趣旨、方針等について評価でき、その実現に向け再検討が必要と認められるもの
不採用	実施できないもの